

サービス種別	項目	東大阪市基準(新)
養護老人ホーム	処遇計画	計画の完了の日から5年間
	具体的な処遇の内容等の記録	その処遇を行った日から5年間
	身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
	苦情の内容等の記録	
	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
特別養護老人ホーム	入所者の処遇に関する計画	計画の完了の日から5年間
	具体的な処遇の内容等の記録	その処遇を行った日から5年間
	身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
	苦情の内容等の記録	
	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	
軽費老人ホーム	入所者に提供するサービスに関する計画	計画の完了の日から5年間
	具体的なサービスの内容等の記録	そのサービスを提供した日から5年間
	身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	
	苦情の内容等の記録	
	事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	